

事前取極制度 (“APA”)

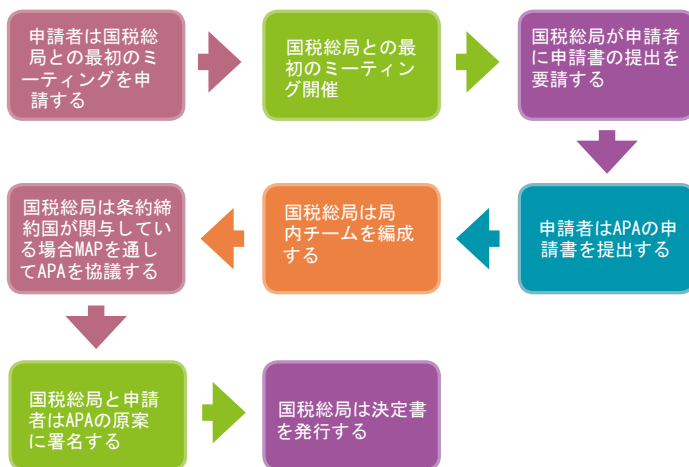
財務省規定PMK-240/2014 がOECDのBEP行動計画の一環として相互協議手続(2015年3月の税務情報をご参照) に関して発令され、2015年1月にはAPAの手続きに関し、財務省規定PMK-7/2015 (2015年4月12日付発効) が発令されました。

申請者

この規定ではインドネシア管轄当局としての国税総局にAPAを申請できる当事者は次のようになっています。

- ・ インドネシアの法人で少なくとも3年間にわたり事業を行っていること、
- ・ 恒久的施設 (“PE”) で過去3年間にわたりインドネシアで事業を行っていること、
- ・ 租税条約締約国の納税者 (各締約国の管轄当局を通して) であること

申請手続



APAに最小限含まれるもの

APAには少なくとも下記のものが含まれることになります。

- 関与する関連者
- 取引形態
- 移転価格方法
- 比較可能会社
- 有効期間 (通常、最長3課税年度であるが当局間で合意があれば4課税年度まで可能)
- APAを潜在的に変更し得る重要な要素。例えば、国内法の改定、不可抗力、著しい影響を与えうる競合者の出現、国家政策の変更など。
- 移転価格更正の内容



初回ミーティング

申請者は文書により国税総局に対しAPA申請に関して協議する初回ミーティングの開催要請を行わなければなりません。

初回ミーティング要請はAPA申請書が適用される年度の6ヶ月前に提出されなければなりません。申請書は実際の取引または申請者の取締役会により承認された計画書に含まれた取引に基づくものであることが必要で、現行の移転価格諸規定に準拠しており、単なる税債務の軽減を目的とするものであってはなりません。

申請者は下記のものを含むすべての書類、情報を提出する旨の書面を提出しなければなりません。

1. APAを申請する理由
2. 事業活動
3. 事業計画
4. 会社組織図で事業構造、株主構成を含むもの
5. 株主およびそれとのあらゆる取引
6. 他の関連者との取引に関する情報と取引の詳細
7. APAで対象とし協議を申請する取引
8. 移転価格方法と作成文書、比較可能分析、機能分析、選定会社など
9. 会計システム、生産工程、決定プロセス
10. 類似事業活動を行うまたは類似製品を生産する競合者についての説明および競合者の特徴、市場占有率

この初回ミーティングに続き複数の協議の場が持たれ、国税総局はAPAの必要性、申請のあったAPAの分野、条約締約国とAPAを取り交わす可能性、申請者が提出した書類および分析についての協議等について決定します。

申請書

初回ミーティングで協議し申請のあったAPAについて国税総局の決定に基づき、APA申請の対象となる会計年度の少なくとも1ヶ月前に、国税総局は申請者に対し権限を有す取締役またはその代理人が署名したインドネシア語の申請書の提出要請を通知します。

この申請書には初回ミーティングで要求された情報および適用する移転価格方法、独立企業間原則を根拠付ける詳細情報、正確な想定に基づく分析などが含まれていなくてはなりません。

申請書の提出はAPAの適用を求める会計年度の開始前の年度に行う必要があります。もし、この時機を経過しても1年末満であれば申請書の提出は可能ですが、申請のあったAPA適用期間の初年度は1年末満となってしまいます。

国税総局とのAPA協議

国税総局は申請者に対し申請書を詳細に協議するチームについて連絡します。この協議には適正な移転価格方法についての分析と評価、正確な想定、二重課税の潜在性などを含みます。もし、潜在的な二重課税がある場合には国税総局は条約締約国当局に対しMAPを提案するか締約国居住納税者によるAPA申請を締約国当局を通して受理します。

国税総局と申請者間のAPA協議は申請書が受理されてから1年以内に終了しなければなりません、一定の状況ではさらに1年を延長することができます。

国税総局の決定

国税総局は国税総局と申請者が署名したAPA原案書に関する決定書を発行します。その日付はAPAが有効となる日付となります。

APA締結後の義務

申請者はAPAが対象とした各年度末後4ヶ月以内に年次報告書を提出する義務があります。国税総局はこの報告書を検討し再考するまたは申請者が不正確な情報を提出したり、報告書を提出しなかった場合APAを中止することができます。

APAの更新はAPAが対象とする最終年度中に行わなければなりません、新たに申請する場合と同様の手続きとなります。

APAの活用は申請者に対する税務調査、国税総局による調査を免除するものではありません。

KPMG のコメント

- APAは税務リスクを管理する上で効果的なツールであり、国税総局はすでに複数の国との交渉を行っていることは前向きに受け取れるものと考えられます。
- MAP（相互協議）と同様、もっとも重要なAPAの問題はそれに要する時間と費用でしょう。
- 収集する情報量のことを考え、納税者は申請前に入念なスケジュールを立てて対応されることをお勧めします。

Contact us

税務 サービス

33rd Floor Wisma GKBI
28, Jl. Jend. Sudirman
Jakarta 10210, Indonesia
電話 : +62 (0) 21 570 4888
ファックス : +62 (0) 21 570 5888

ジャパニデスク

高橋 道則
KPMG Advisory Indonesia
E: Michinori.Takahashi@kpmg.co.id

鎧坂 淳一
KPMG Advisory Indonesia
E: Junichi.Yoroisaka@kpmg.co.id

西本 弘（監査）
Siddharta Widjaja & Rekan
E: Hiroshi.Nishimoto@kpmg.co.id

橋田 美香（監査）
Siddharta Widjaja & Rekan
E: Mika.Hashida@kpmg.co.id

北岡 望
KPMG Advisory Indonesia
E: Nozomi.Kitaoka@kpmg.co.id

ローカル責任者
Abraham Pierre
Partner In Charge, Tax Services
E: Abraham.Pierre@kpmg.co.id

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2015 KPMG Advisory Indonesia, an Indonesian limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.